鳥取県地域おこし協力隊起業・就業支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、鳥取県地域おこし協力隊起業・就業支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、県内地域社会の維持・活性化に向けて地域の将来を創造できる人材の確保を進めるため、地域おこし協力隊員又は地域おこし協力隊員経験者の任期終了後の県内定住に向けた起業・就業のためのスキル・ノウハウの取得等を支援することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条　県は、第２条の目的の達成に資するため、別表の第１欄に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う同表の第３欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、同表の第２欄に掲げる補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助対象事業に伴う寄付金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第４欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第５欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

３　鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

４　前３項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

５　補助対象事業は別表の第６欄に掲げるすべての要件に該当するものであること。

（交付申請の時期等）

第４条　本補助金の交付申請時期は、原則として、事業開始の 20 日前までとする。ただし、４月１日を補助対象とする場合は４月 10 日までに申請するものとする。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、様式第１号によるものとする。

３ 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が５パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第２条第７項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第５条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 20 日以内に行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知は、様式第２号によるものとする。

３ 知事は、前条第３項の規定による申請を受けたときは、第３条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第６条　規則第 12 条第１項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（１）本補助金の増額を伴う変更

（２）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

２　第５条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第７条　規則第 17 条第１項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（１）規則第 17 条第１項第１号又は第２号の場合にあっては、補助対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から 20 日を経過する日と、当該年度の翌年度の４月 10 日のいずれか早い日。ただし、本補助金の全額が概算払いにより交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の４月 20 日

（２）規則第 17 条第１項第３号の場合にあっては、補助対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の４月 10 日

２　規則第 17 条第１項の報告書に添付すべき同条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号によるものとする。

３ 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

４ 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第３号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第８条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は地域づくり推進部長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

1 補助対象事業	地域おこし協力隊員又は地域おこし協力隊員経験者の任期終了後の県内定住に向けた起業・就業のためのスキル・ノウハウ取得等
2 補助対象経費及び支給要件	任期終了後の隊員の県内定住に向けた起業・就業のためのスキル・ノウハウ取得等の活動に係る以下の経費で、事業年度の終了までに支給要件を満たすもの。ただし、給料、食糧費、工事請負費等補助対象として適当でないと認められる経費を除く。 (1)技術取得、資格取得に要する経費(取得費、受験費、旅費等) 【支給要件】資格等を取得すること (2)研修会等受講に要する経費(受講料、旅費等) 【支給要件】研修会等を受講すること (3)高等教育機関等で提供される授業の受講料(検定料(受験料)、登録料(入学金)等は対象外とする) 【支給要件】授業等を修了すること (4)外部アドバイザーの招聘に要する経費(謝金、交通費等) 【支給要件】外部アドバイザーのアドバイスを受けること(研修会の開催や指導など) (5)その他事業に必要と認められる経費 ※その他事業に必要と認められる経費については事前に県へ問い合わせること
3 事業実施主体	県内市町村で地域おこし協力隊として1年以上活動した者。ただし、任期終了者は任期終了後1年以内かつ引き続き鳥取県内に在住する者に限る。また、市町村が定める任期満了前に退任した者を除く。
4 補助率	1／2
5 補助上限額	100千円
6 補助要件	実施する事業は次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (1)宗教活動、政治活動でないこと。 (2)社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。 (3)補助対象経費について、国又は県の他の助成金等の交付を受けない事業であること。 (4)本補助金の交付申請は各申請者につき1 回限りであること。